

令和5年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和5年4月6日(木) 午後2時00分～午後3時50分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央
農政課職員

農業振興係長：志賀直樹、山崎竜介

6. 議事

議案第25号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について……………5件
議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について……………9件
議案第27号 農用地利用集積計画の承認について……………24件
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について……………9件
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について……………2件
議案第30号 非農地証明について……………5件
議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について……………5件
議案第32号 令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について……………1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

今から、令和5年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番佐藤博一委員、8番工藤一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第11号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、8件ありましたので報告します。

なお、3番、4番の案件は、案第27号農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。

また、5番の案件は、議案第26号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し合意解約するものです。

また、6番、7番の案件は、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関し合意解約するものです。

続いて、報告第12号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。

なお、1番、4番の案件は、議案第26号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についての承認に関連し合意解約するものです。

また、2番の案件は、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて、報告第13号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が8件ありましたので報告します。

続いて、報告第14号について報告を申し上げます。

1番の案件は、令和2年6月5日の第6回総会において議案第43号の3号にて承認され6月8日に許可書を交付し、また、2番の案件は、令和4年4月6日の第4回総会において議案第24号の10号にて承認され4月7日に許可書を交付しましたが、令和5年3月13日に農地法第3条許可処分取消し願いが2件ありましたので報告します。

続いて、報告第15号について報告を申し上げます。

報告第15号は、竹田市農業員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針です。これは、今月4月1日施行の改正農業委員会法により、指針の作成については、作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められております。竹田市農業委員会では、平成30年3月1日に作成をしておりましたが、今回の法改正を踏まえ修正をしております。主な修正箇所といたしましては、地域計画についてと目標の達成状況に対する評価方法についてを追加しています。

また、表の数字については、今年度が改選期となっておりますので、再度見直しを行う予定です。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

1 2 番釘宮恒憲委員

報告第14号は令和2年に遡って許可を取り消すということですか。

事務局

R2に遡って許可を取り消すという形で許可書を返却してもらい、その許可書を添付書類として取り消しの処分をします。

3 番長野幸生委員

本人の意思で登記しなかったのですか。理由はなんですか。

事務局

理由ははっきりしませんが一件は親族間のトラブルのようです。許可書を出す際に素早く登記をするように伝え、その旨の書類も一緒につけてお送りしているのですが。許可を出して何年以内に登記しないとイケないなどの規制や法律はないようです。

3 番長野幸生委員

委員会の決議が軽く見られるのではないかと危惧しますので、この辺りは今後含めてよくできたらと思います。それに対しての罰則はないということですよ。

事務局

はいそうです。

議長

事務局は受付の際には取り消しの理由をはっきりさせておくようにお願いします。

事務局

分かりました。

議長

他にありませんか。無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第25号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 5件

議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第27号 農用地利用集積計画の承認について 24件

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第30号 非農地証明について 5件

議案第31号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 5件

以上、59案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第25号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第25号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、9年11か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番から5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第25号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第25号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第26号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第26号の農用地利用配分計画案は、先程議案第25号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第26号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番から6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第26号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第26号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時37分)

議長

再開します。

(14時37分)

議長

議案第27号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力3人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

11番、12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、新規設定です。

16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

20番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻、畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。4年9か月間の賃貸借、新規設定です。

23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

24番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第27号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字門田字篠尾〇〇〇〇番畑1筆、面積376平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、376平方メートルです。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第28号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率のかつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字九重野字尾迫前〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積 7, 261平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10, 916平方メートルです。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第28号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・管理機1台所有しており、ピーマン中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれ

ます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町高練木字三割〇〇〇〇番畑1筆、面積1,775平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、70,161平方メートルです。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

議案第28号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字新谷〇〇〇〇番外3筆、田2筆畑2筆、合計面積2,477平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、46,991平方メートルです。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第28号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。〇〇さんは家の近所を増やしており後継者もあります。将来的に有効

と思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字小路〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積14,27平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、94,029平方メートルです。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第28号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台所有しており、この〇〇〇〇というのは〇〇〇〇という就労支援施設の農業部門を分割しているところではありますが、稲作、トマト中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。農機具はトラクターしか持っていないが田は沢山あるということで聞いてみたところ従来からこの土地は小作に出していたという事があります。

12番釘宮恒憲議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字西古殿〇〇〇〇番外4筆、田3筆、畑2筆、合計面積2,297平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、2,555平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第28号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター共同1台・田植機共同1台・耕うん機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時

従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字古殿〇〇〇〇番外5筆、田6筆、合計面積13,763平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、2,555平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第28号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター共同1台・田植機共同1台・耕うん機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字室〇〇〇〇番田1筆、面積808平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、2,555平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第28号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、コンバイン共同1台・田植機共同1台・耕うん機1台所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じない

と思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

6、7、8は同世帯の関係の方です。昨年所有権移転を希望して申請が出ていた土地であっせん手続きを1年くらいかけてやったのですがそういう方がいなかったため妹のお子さん、所有者からすると甥にあたる方が贈与を受けるという形になっています。実際は耕作していませんが、現地はいつでも耕作出来るようになっています。

議長

続いて、9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字下迫〇〇〇〇番田1筆、面積812平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、24,965平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第28号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター5台・コンバイン共同1台・田植機共同2台所有しており、稲作、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第28号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番長野幸生委員

1番門田の件ですが2畝とか3畝とかで新規就農の形をとらなくてもいいのではないかと思います。新規就農は農政課が85%の補助を出さないといけなくなるが狭いので許可出さないのではないかと。

4番和田京子委員

150日で面積関係なしで新規就農とするのか、生業としてするか、判断をどうするかは今後の課題でしょう。

6番佐藤博一委員

県外から新規就農で来た人が向こうで販売をしていたため新規就農扱いにはできないと聞いた。そういう人たちに何らかの補助できるような形があればいいのと思います。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。
議案第28号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第29号の1番の案件は、申請地竹田市大字入田字谷川〇〇〇〇番、面積290平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、資材置場用地です。申請者は、建設業を営んでおり、資材置き場を計画したものの申請の前、令和5年1月に埋め立て処理を先行してしまいました。深く反省しており始末書が添付されています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第29号の1番の調査報告をいたします。
現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第29号の2番の案件は、申請地竹田市大字中角字上川〇〇〇〇番外1筆、合計面積2,975㎡の登記地目原野、課税地目畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害被害が酷く農地として耕作することができず、平成20年頃に、杉を〇〇〇〇番に約300本、〇〇〇〇番に約500本植林しており、始末書が添付されています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第29号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第29号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番長野幸生委員

2番は年度を変えて少しずつ植えていったのだろう。荒らしておかずにきちんと管理して植林している。先に農業委員会に申請して植林していれば補助金が出たのにと、森林組合がその辺の指導をしていただければと思う。

2番山村徹委員

現地は農道が入れるのかという状況でそこだけがぽっかり草を刈ってあいている。周りは全て山でこの状況の中でよくここまでしたなというのが感想です。

5番佐藤隆幸委員

3反を超えるというのは県のネットワーク機構の諮問を受けるということですね。

議長

そういうことですね。これは事前着工ですね。委員さんたちも指導をしないとおひざ元で勝手に杉を植えたり、田に資材置き場を作ったりがある。本人たちに聞いてみると知らなかったという。自分の土地なので何してもいいと思っている人もいます。

3番長野幸生委員

1 番について反対側も全部うめているよね。

6 番佐藤博一委員

いえ、田んぼです。資材を置いていたのでこれは駄目ですよと事務局から業者さんに連絡をしてもらいました。

事務局

はい、どけるように指導しました。

2 番山村徹委員

映している後ろ側、農地だがカナパイプ、大きい600くらいの大きさのが5～6本ほかが仮置き状態にあったので事務局の方から注意をしてもらいました。それを撤去しますということで約束はしたところです。

議長

他にありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第29号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第30号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第30号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字会々字平〇〇〇〇番登記地目畑1筆面積482平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が農地として管理ができなくなり、昭和60年頃から放棄地となり、雑木や竹が育成し、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

1 番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2 番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第30号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字門田字篠尾〇〇〇〇番登記地目畑1筆、面積902平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、昭和58年頃に桜の木を約30本植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第30号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字門田字下見ヶ瀬〇〇〇〇番外1筆登記地目畑2筆、合計面積1,738平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が耕作していたが、昭和60年頃から管理ができなくなり、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第30号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字福原字俵ケ志〇〇〇〇番外2筆登記地目田3筆、面積2,200平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父母が平成5年頃から耕作ができなくなり、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第30号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字上迫〇〇〇〇番外2筆登記地目田3筆、合計面積2,874平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地〇〇〇〇番にはパドックがあり、昭和58年頃と平成14年頃、畜舎を建築。〇〇〇〇番と〇〇〇〇番には平成3年頃、物置を建築し、現況は雑種地・宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、雑種地・宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第30号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第30号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第31号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市荻町西福寺字舞次〇〇〇〇番田1筆、面積1,000平方メートルを、農家住宅を建設する計画の農地です。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字久住字中の坪〇〇〇〇番田1筆、面積2,976平方メートルを、事業規模拡大に伴いウイスキーの貯蔵庫および商品倉庫を増設する計画の農地です。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の2の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字久住字中の坪〇〇〇〇番外

1筆田2筆、合計面積2,073平方メートルを、事業規模拡大に伴いウイスキーの貯蔵庫および商品倉庫を増設する計画の農地です。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。四角い田の真ん中に県道が通ったため両サイドに三角の土地が残っています。

議長

続いて、2の4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の2の4番の案件は、申請者〇〇〇〇氏が、申請地竹田市久住町大字栢木字高畑〇〇〇〇番田1筆面積2,232平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の2の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市久住町大字栢木字高畑〇〇〇〇番田1筆、面積331平方メートルを、植林する計画の農地です。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第31号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番長野幸生委員

2番、3番の案件は土地の持ち主が倉庫を建てるのですか。

8番工藤一美委員

譲渡を目的に除外申請をしています。

3番長野幸生委員

除外にはどの位かかるのですか。

事務局

半年くらいはかかると思います。

議長

他にご意見、ご質疑はありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第31号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第31号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第32号令和5年度最適化活動の目標等についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、農業委員会法第37条の規定により、全国農業会議所が公表いたします。議案書2ページには農業委員会の状況で、農業委員会の現在の体制と農家や農地の概要について記載しております。3ページⅡ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の①に現状及び課題を、②に令和5年度の目標を記載しております。今年度の新規集積目標面積は100ヘクタールで今年度末の集積目標面積は2,976ヘクタールと設定しています。続きまして(2)遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては記載のとおりで、②の令和5年度の目標としては、緑区分の遊休農地の解消面積11haを目指したいと考えております。黄色区分の遊休農地の解消につきましては、農政課やJA等の関係部署と農地の今後の利用方法について協議し、出し手と受け手のマッチングを促進していきたいと考えております。続きまして4ページには、(3)新規参入の促進について、①の現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況が記載されております。②の令和5年度の目標につきましては、新規参入者への貸付け等による農地の目標面積を16.9haと設定し、必要に応じ就

農相談を関係機関と連携しながら行っていくこととしています。続きまして、2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標について記載しております。今回、令和4年度の実績がでていないところであり、暫定的に令和3年度の数値を入れております。今後、令和4年度の実績ができ次第、数字は精査する予定です。ご了承ください。以上、令和5年度最適化活動の目標の設定等について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

6番佐藤博一委員

こういう活動の目標が出た時に言いにくいのですが、宮砥は次倉の法人が受けていた農地を個人に戻しました。もうできないという事で小作契約をやめました。委託される部分については出来る限りはしていきたいということで、それを受けて九重野の法人も今後他の地域には行かないようにしようという意見も出ています。やめる人は法人があるから法人に受けてくれと言ってやめていっているのですが、その農地も今後どうするか、どのくらいの農地まで受けるか、今まで受けていた農地で狭い所を除くか、というような話し合いをしているところです。農業委員会で地域の現状をちゃんと把握してもらった方がいいということで、ちゃんと報告してくれと言われましたので報告しております。現状は非常に厳しい状況ということを報告しておきます。

4番和田京子委員

10年後の計画を作成するときにはできないところは除いていくというようにしないと今荒れているところを新たに誰かにお願いするのは難しいと思います。現状維持が難しい状況、出来ないところは検討中にせざるを得ないのではないかと。

3番長野幸生委員

うちの水路の関係するところの地区で農業していた人がやめて残ったのは2人だけ。水路の作業にこちらから応援に行かないといけない。人手がないので管理が大変になっているし耕作放棄地が当たり前になってきている。今後アンケートを取っていくだろうが今はいいが5年後はどうなるかわからない。地図を作っていくのだろうけど非常に難しいと思う。水路の管理がおおごとになると思う。

2番山村徹委員

なかなか未来像の地図は描けないのではないかと自分の地区で話したところだ。まわりを見渡した時に5年後何人残っているだろうかと。ある程度緩めた中で計画を立てていかないと。放棄地がイノシシやシカの運動場になっているのを農地に戻していくのは不可能なことだ。5年後には検討中が年々広がってくるのではないかと心配している。

4番和田京子委員

話はいいが後継者がいないというのが一番の課題。今農業をしている人はこれ以上できないというところまで来ていると思う。

議長

他にご意見、質疑はありませんか。無いようですので質疑を終結いたします。
議案第32号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第32号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会 第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時50分)

令和5年4月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....